

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	上位目標である「ヌエバ・ビスカヤ州の有機・減農薬農産物生産者の生計向上」の3カ年での達成に向けて、事業1年次は主にインフラ等生産基盤の整備と生産技術強化、新たな販売ルート発掘を目指して実施された。今年度の取組をもとに、次年度以降の事業で本格的なマーケティングおよびアグリビジネス活動を行い、農民の生計向上に結びつけていく予定である。しかしながら、一部対象農民への聞き取り調査では、「収入は農民市場開催等を通して増えつつある。」「ビニールハウスによって雨に弱いトマトやキュウリを雨期にも生産できるようになったため、価格競争力の向上を実感している。」等の声が聞かれるようになっており、裨益農民は今年度事業の実施による生計の向上を認識し始めている。
(2) 事業内容	<p>本事業1年次では、ヌエバ・ビスカヤ州の8村で過去の事業により環境保全型農法を習得した64世帯¹の有機農家をモデル生産者として組織化し、同生産者組織を中心に、以下の活動を計画通り実施した。なお、生産基盤整備の一環として実施された灌漑設備の拡充により、240世帯が新たに灌漑用水へのアクセスを得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有機・減農薬農産物販売ルートの構築 ● 収益性の高い有機・減農薬農産物の生産とそのため生産基盤(インフラ)の強化 ● 生産者の能力向上 ● 生産環境整備に向けた地方自治体・関連機関との連携強化
(3) 達成された成果 (別添「事業内容を示す写真」をご参照ください)	<p>事業1年次で達成された「期待される成果」毎の成果は以下の通りである。</p> <p>1) 対象生産者の生計が向上する。</p> <p>本成果の指標「第1年次事業終了後3年後に対象生産者の有機・減農薬農産物の収益が倍増する。借金が軽減され、子供の学費や食費などが確保できるようになる。」については、「(1)上位目標の達成度」で述べたとおり、3カ年での計画のうち、生計向上の基盤となる取組を行ったのみであり、裨益農民が生計向上を感じ始めているところである。また、今後の定量的な評価のために事業1年次では、これらデータのベースライン調査を実施し、データの蓄積を開始した。</p> <p>2) 有機・減農薬農産物の仲買人だけに頼らない新たな販売ルートが発掘される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標 2)-1 対象生産者が主体となり、有機・減農薬農産物の即売会が対象州内や近郊の都市で少なくとも15回(毎月1回、イベント参加3回)開催される。</p> <p>指標 2)-2</p> </div>

¹ 申請書では対象農家を「100世帯」としていたが、これは、当初計画では有機農法以外(減農薬農法等)を実践する農家も生産者組織に含める計画であったためである。しかし、1年次実施中にDTI(貿易技術省)と繰り返し話し合う中で、消費者の信頼を得て農産物をできるだけ高値で取引するためには、有機認証獲得を通じた商品の信頼性およびブランディングの向上が必須であると判断された。このため、対象農民を有機農法実践者あるいはその技術を持っている者に限定し、64世帯となった。事業2、3年次では、減農薬農法から有機農法に転換する意思を持つ農民を支援し、対象農家を増やすことも検討している。

	<p>対象州内外の、最低 10 か所の取引先で有機・減農薬農産物の委託販売が行われる。</p> <p>達成度 1 年次では目標値を上回る回数(合計 27 回、内 2 回はマニラ)のファーマーズマーケットデイを開催し、6 件の顧客に合計 42 回の直販を実施した。有機野菜の合計取引量は 8.6 トン、総売り上げは 56 万ペソ(約 130 万円)に上った。また、数名の農民は自宅の前に店を出したり、州都まで出てきたりして野菜を自主的に販売し始めている。</p> <p>3) 収益性の高い有機・減農薬農産物が環境保全型農法で生産される。</p> <p>指標 3)-1 対象 8 村において、対象生産者約 64 世帯のうち少なくとも 8 割が付加価値の高い、又は消費者の需要の高い品種の有機・減農薬農産物を生産する技術を身に付ける。</p> <p>指標 3)-2 対象 8 村において、収益性の高い有機・減農薬農産物の生産とそのため生産基盤(インフラ)が強化される。</p> <p>達成度 3)-1 76%(64 名中 49 名)の農民は、収益性の高い野菜(日本品種のキュウリ、ブロッコリ、ランブータン、複数種類のレタス、レモン等)を有機農法で生産する技術を習得し、目標値を概ね達成した。 3)-2 本事業と農業省の協力により、合計 50 世帯の農家が雨除け/ビニールハウスを建設した。農業省はヌエバ・ビスカヤ州内で「Action Plan of Provincial Local Technical Committee on Organic Agriculture」という有機農業推進のためのプログラムを実施しており、当団体は本事業を通じて同プログラムのアクター(「Responsibility center/ group」)の一つとして参加している。本事業は対象地域において上記農業省のプログラムと連携してビニールハウスの建設を実施した。本事業の資金により 12 世帯、農業省の支援によって 38 世帯分の建設資材を購入した。なお、ビニールハウスは本事業で建設方法を指導し、各受益農民が建設した。 事業対象地である 4 町 4 村に 6 基のコミュニティ灌漑施設が建設された。裨益者数は 240 世帯、灌漑総面積は計 245 ヘクタールである。なお、灌漑施設の利用および使用料の徴収と維持管理は、受益者からなる住民グループおよび村議会によって適正に運営されている。 64 世帯の先進農家に高付加価値野菜の種子や農機具等(有機肥料や有機農薬製造・噴霧のための機具や有機野菜専用の容器等)が配布され、有機農法の実施に役立てられている。なお、全ての危惧に ODA マークが貼付され、日本からの支援であることが分かるようになっている。</p> <p>4) 対象生産者の有機・減農薬農産物のマーケティングに関する知識・能力が向上する。</p> <p>指標 4)-1 対象 8 村の対象生産者の 8 割がマーケティング・農業経営研修に参加し、マーケティング・農業経営に関する知識を得る。 指標 4)-2 対象 8 村の対象生産者の 8 割が定期会議に参加し、販売活動で発生した課題、経験、問題点を共有し、解決策を検討する。</p> <p>達成度</p>
--	---

4)-1 マーケティング・農業経営に関する全研修の参加者は想定された人数の167%に上り、計画値を上回る人数が有機コンポスト製造、害虫対策、消費者ニーズに基づいた栽培計画策定等の知識・能力を向上させたと考えられる。各町の農業担当官が研修のフォローアップに協力しており、上記研修効果の向上に役立っている。

4)-2 販売活動で発生した課題や経験について話し合う定期会合の参加率は計画値の89%であった。ファーマーズマーケットデイ等の販売会の後には毎回反省会が実施され、売れ残りを少なくするための栽培品種の管理や、梱包の課題、顧客からの品質に関するフィードバック等とそれらへの解決策について話し合われている。これにより、回を追うごとに顧客のニーズに応じた品種の選定、品質や梱包技術が改善している。

5) 生産環境整備に向けた地方自治体、関連機関との連携が深まる。

指標 5)-1 必要な資金、人材、活動が各町・村議会の次年度の年間投資・活動計画に盛り込まれる。

指標 5)-2 地方自治体、関連機関と定期会合が4回(4半期に一度)開催される。

達成度

対象4町8村において、必要な資金、人材、活動が各町・村議会の年間投資・活動計画に盛り込まれ、各町村はコミュニティ灌漑設備建設に必要な資機材を負担した。今年度は、灌漑施設の建設の設計・指導・監督について町の土木・農業担当官が役務を提供したほかカシブ町マカロン村では7万9千ペソ、カヤパ町ピンキャン村では6万ペソ、サンタフェ町バクネン村では10万ペソ、ドウパックスデルスール町カナバイ村では15万ペソ相当の建設費用を本事業からの資金支援に加えてそれぞれの町村が負担した。さらに、農業省からは、38基のビニールハウス建設資材購入の費用のほか、農産物の種子の一部が提供された。

プロジェクトチームは定期的に地方自治体や国関連機関(地方事務所等)を訪れたり、招いたりして情報交換を行った。コミュニティ灌漑建設にあたっては、毎月町の土木担当官とプロジェクトスタッフがミーティングを実施し、情報交換を行い、スムーズな施工管理に役立てた。

6) 対象生産者約64世帯が他の生産者に技術や知識を普及する。

(本成果の指標「対象8村において、約64世帯の対象生産者が年間約64世帯の生産者に技術、知識を移転する。」は3か年計画の指標であるため、1年次で評価するのは時期尚早である。事業1年次では、まず64世帯を対象とした生産技術や知識の強化を徹底した。事業2、3年次ではこれら技術・知識の普及メカニズムを確立し、農民から農民への普及活動を実施する。

<p>(4) 持続発展性</p>	<p>本事業の2年次、3年次の実施を通じ、以下のように住民と地域行政の能力を向上させ、持続性を確保しつつ発展させる。</p> <p>(1) 研修や販売促進、取引先の開拓活動を通じて経験と能力を培った対象生産者グループが中心となり、マーケティング活動を展開する。</p> <p>(2) 対象地で将来の農業協同組合の中心的な存在として期待されている、対象生産者グループが、自らの施設建設、栽培、管理、経営に係る知識や技術を自分以外の生産者に指導、移転、普及する。</p> <p>(3) 現地 NGO、農業省、研究機関(現地大学)、貿易産業省等、有機農法や有機認証、マーケティングを推進する機関による連盟組織を立ち上げ、生産者組織向けの能力強化活動の継続、モニタリング、生産者組織とマーケットを繋ぐための販促活動等、生産者の生計向上に資する活動を実施する。プロジェクトで購入した冷蔵車は同組織が管理し、生産者組織が出荷する農産物の流通を行う。</p>
------------------	--